

平成 27 年 10 月 9 日

厚生労働省社会・援護局

事業課事業推進室

太平洋戦争被害者補償推進協議会からの要望事項に対する回答

○遺骨収容について（要望①及び②）

報道された地域以外で検体を保管している地域は、ビスマーク・ソロモン諸島、中部太平洋、中国東北部（ノモンハンを含む）、インドネシア等となっています。

ロシア政府から提供された抑留中死亡者資料には埋葬地毎に埋葬図や埋葬者の氏名等が記載されており、その中には朝鮮半島出身者と思われる名前が記載された資料もありますが、朝鮮半島出身者の御遺骨は収容しておりませんので、DNA検体も採取していません。

エニングル島においては、昨年9月と11月に遺骨調査及び収容を行い、15柱のご遺骨を収容し、本邦へ送還したところです。

○DNA鑑定について（要望③及び④）

日本人戦没者遺骨の身元特定に向けて、

- （1） 個性のある収容された遺骨（検体：歯）から、DNAのデータを抽出することが可能な場合には、全てデータベース化すること、
 - （2） ロシア及びモンゴル（抑留中死亡者）以外の地域で収容された遺骨について、遺留品などがなくても、部隊記録等の資料により、ある程度戦没者が特定できる場合には、関係すると思われる遺族へのDNA鑑定の呼びかけを行って、遺骨の身元を特定する、
- という方向で、具体的な実施方法について検討しているところです。

日本国政府が行っている遺骨収集帰還事業は、海外で戦没した日本人戦没者の遺骨を日本へ送還することを目的として行っているものであり、収容作業の過程において、遺留品等により朝鮮半島出身者と思われる遺骨があった場合は収容せず、現地政府機関に通報の上、適切に対応することとしているところです。